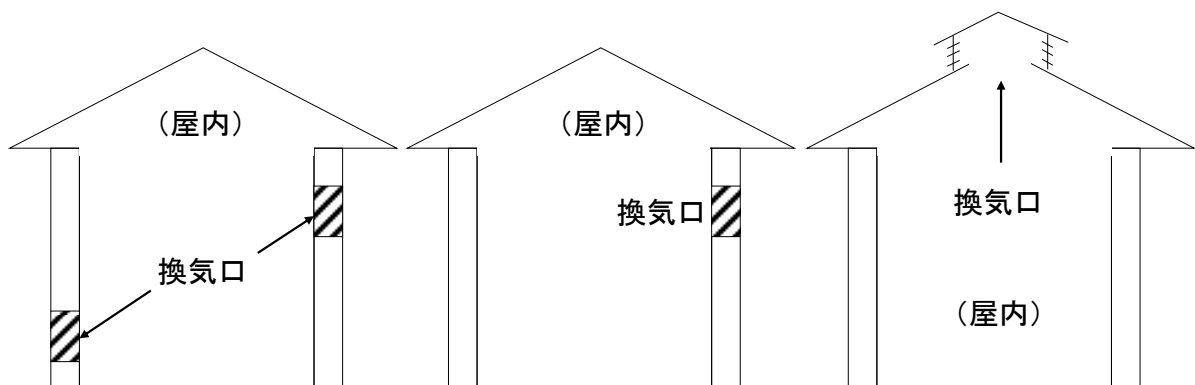


第16章 換気設備等

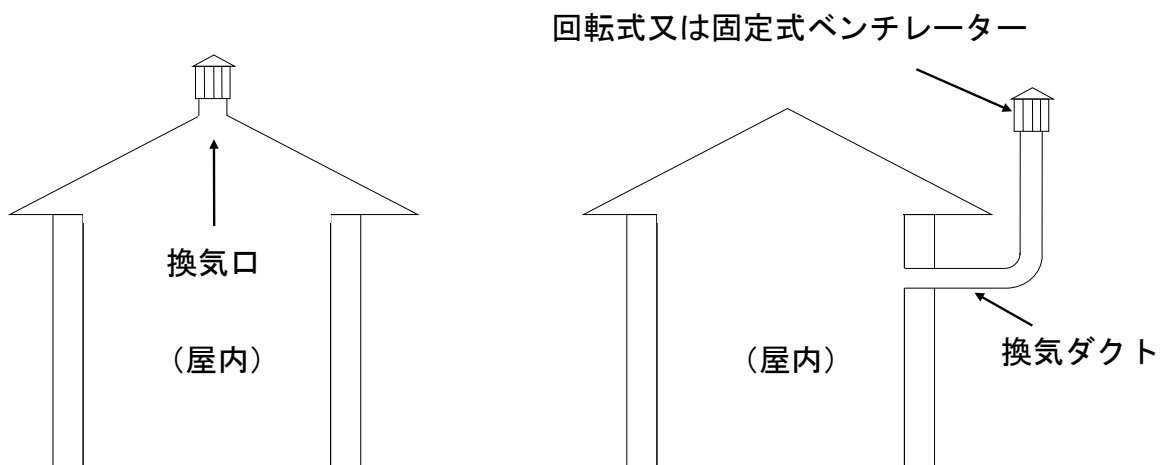
第1 換気設備

危政令第9条第1項第10号(第19条で準用する場合を含む。)、第10条第1項第12号(同条第2項及び第3項並びに第14条第1項第1号ニにおいてその例による場合を含む。)、第11条第1項第10号の2(第12条第1項第9号の2及び第13条第1項第9号の2においてその例による場合を含む。)、第12条第1項第18号(同条第2項においてその例による場合を含む。)、第17条第1項第20号ロ(同条第2項においてその例による場合を含む。)の規定により設ける「換気設備」には、自然換気設備(給気口と排気口により構成されるもの)、強制換気設備(給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等)又は自動強制換気設備(給気口と自動強制排風機により構成されるもの等)があり、第16-1表によるほか、次によること。

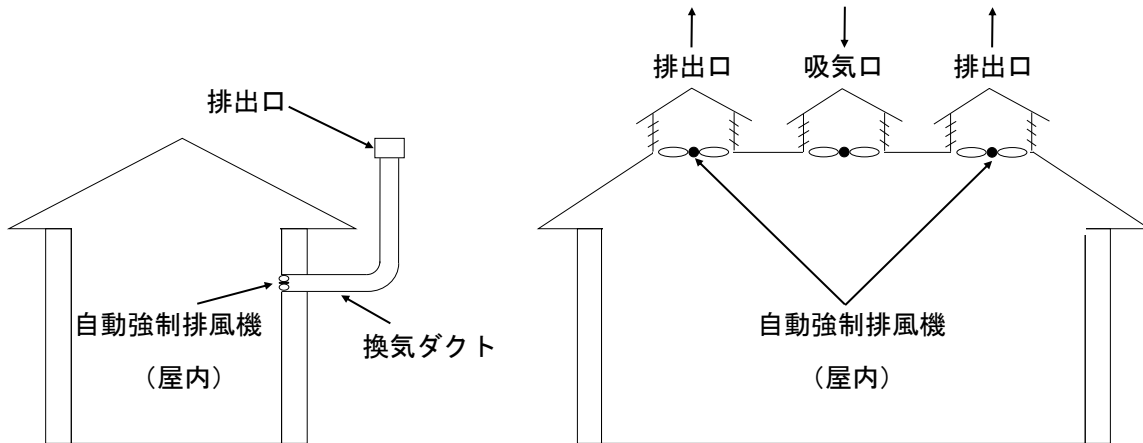
換気は、室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないためのものである。(第16-1図、第16-2図及び第16-3図参照)



第16-1図 自然換気設備の例



第16-2図 強制換気設備の例



第16-3図 自然強制換気設備の例

第2 可燃性蒸気排出設備

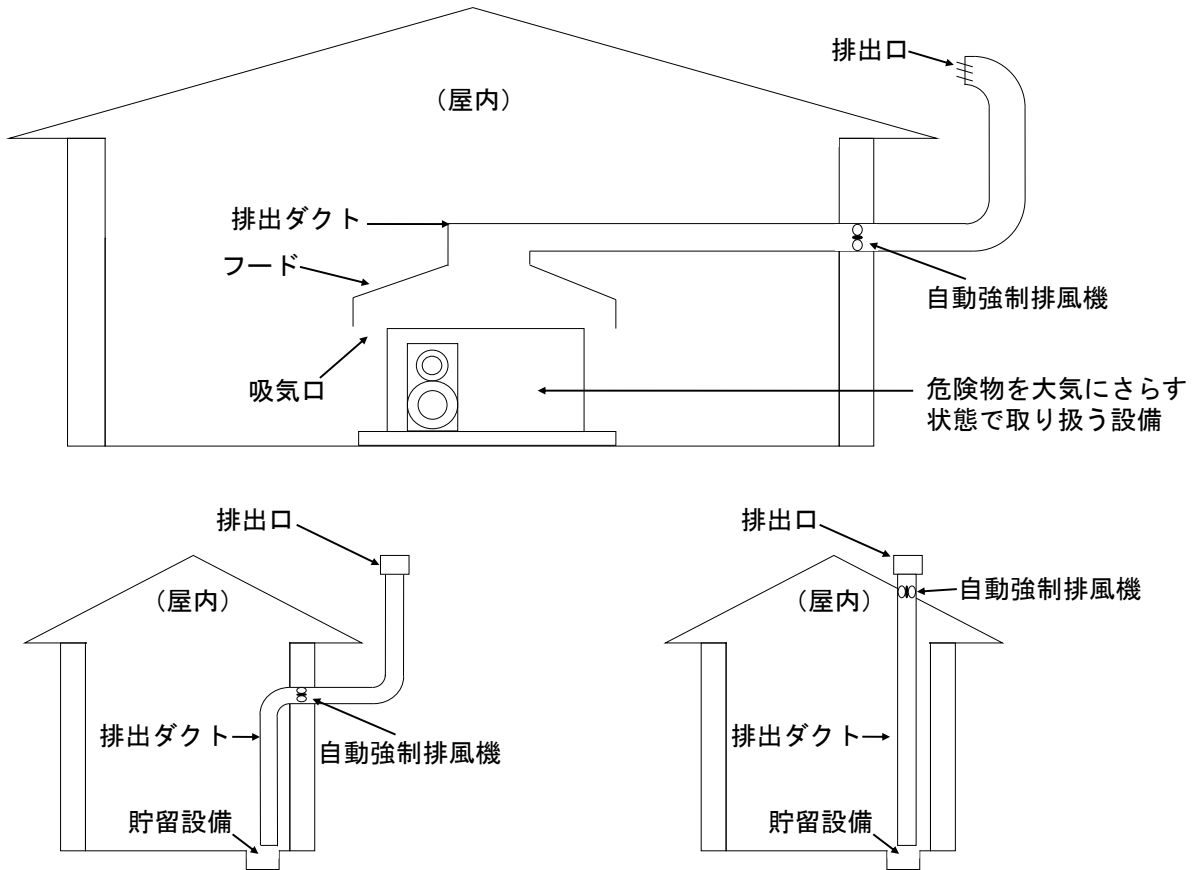
危政令第9条第1項第11号(第19条で準用する場合を含む。)、第10条第1項第12号(同条第2項及び第3項並びに第14条第1項第1号ニにおいてその例による場合を含む。)、第11条第1項第10号の2ヌ(第12条第1項第9号の2及び第13条第1項第9号の2においてその例による場合を含む。)、第17条第1項第20号ハ(同条第2項においてその例による場合を含む。)、第18条第1項第9号へ(同条第2項においてその例による場合を含む。)の規定により設ける「可燃性の蒸気等を排出する設備(以下「可燃性蒸気排出設備」という。)」には、強制排出設備(回転式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成されるもの)又は自動強制排出設備(自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成されるもの)があり、第16-1表によるほか、次による。

1 共通事項

強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合には、換気設備を併設する必要はないものであること。

2 自動強制排出設備

- (1) 危険物を大気にさらす状態で行う場合は、設備ごとに当該設備から放出される可燃性蒸気又は可燃性微粉が有効に排出できるものとする。 (第16-4図参照)
- (2) ポンプ室及び配合室に設ける自動強制排出設備は、可燃性蒸気又は可燃性微粉を有効に排気できるものとする。
- (3) 危政令第17条第1項第20号ハに規定するポンプ室等に設ける自動強制排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とともに、その先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気機械器具から1.5m以上離れた敷地内とする。



第16-4図 自動強制排出設備の例

第16-1表 換気設備及び可燃性蒸気排出設備の設置方法

施設区分	設備の別	根拠条文等	設置可能な種類	換気口又は排出口の位置
製造所 一般取扱所	換気設備	危政令第9条第1項第10号、2項	自然、強制若しくは自動強制換気設備	換気が十分にできる位置
	可燃性蒸気排出設備	危政令第9条第1項第11号、第2項 (引火点 40℃未満の危険物又は、引火点以上の温度状態にある危険物を大気にさらす状態で貯蔵し、又は取り扱う場合)	自然強制排出設備	軒高以上又は地上高4m以上
屋内貯蔵所 (屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所の専用室で、準用する場合を含む。)	換気設備	危政令第10条第1項第12号、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項	自然、強制若しくは自動強制換気設備	換気が十分にできる位置
	可燃性蒸気排出設備	危政令第10条第1項第12号、第4項 (引火点 70℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合)	強制排出設備又は自然強制排出設備	地上高4m以上(平家建は屋根上)
		危政令第10条第3項	(引火点 40℃以上 70℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合)	強制排出設備又は自然強制排出設備
		(引火点 40℃未満の危険物を貯蔵し、又	自然強制排出設備	

		は取り扱う場合)		
屋外タンク貯蔵所のポンプ室（屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所のポンプ室で、準用する場合を含む。）	換気設備	危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 リ	自然、強制若しくは自動強制換気設備	換気が十分にできる位置
	可燃性蒸気排出設備	危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 ス (引火点 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合)	自然強制排出設備	地上高 4 m 以上（平家建は屋根上）
給油取扱所のポンプ室等	換気設備	危政令第 17 条第 1 項第 20 号ロ、第 2 項	自然、強制若しくは自動強制換気設備	換気が十分にできる位置
	可燃性蒸気排出設備	危政令第 17 条第 1 項第 20 号ハ、第 2 項 (引火点 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合)	自然強制排出設備	前 2(3)ウによる。
販売取扱所の配合室	可燃性蒸気排出設備	危政令第 18 条第 1 項第 9 号へ、第 2 項 (引火点 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合)	自然強制排出設備	地上高 4 m 以上（平家建は屋根上）